○放置車両の使用者に対する弁明の機会の付与、放置違反金の納付命令及び督促等に関する事務処理要領の制定について（概要）

（平成 21 年福岡県警察本部内訓第 43 号）

この内訓は、別に定めがあるもののほか、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成１８年福岡県公安委員会規則第１６号）第１１条の規定に基づき、放置車両の使用者に対する弁明の機会の付与、放置違反金の納付命令及び督促等に関する事務処理要領について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

○　総則

○　弁明の機会の付与

○　弁明審査等

○　納付命令に係る手続

○　仮納付金の返還

○　納付命令の取消し

○　放置違反金等の還付

○　督促に係る手続

○　放置違反金滞納情報照会への対応

○　納付書兼領収証の再交付

○　放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

○　放置違反金収納関係事項等の通知及び納入済通知書の一時預かり措置

○　書類の送達

○　外交・領事特権免除享有者並びに米軍並びに米軍構成員及び軍属への適用

○　関係書類の保存

などの項目からなっている。